

(公印省略)
県支広第30044-50号
令和3年2月5日

群馬県所管 公益社団・財団法人 代表理事 }
群馬県所管 移行一般社団・財団法人 代表理事 } 各位

群馬県知事 山本 一太
(生活こども部県民活動支援・広聴課)

群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく警戒度及び要請について（依頼）

平素から県行政の推進に御理解と御協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

さて、令和3年2月4日（木）に開催しました、第36回群馬県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく県内の警戒度「4」を継続し、別添資料のとおり、群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく要請（2月6日（土）以降）」を行うことを決定しました。

つきましては、県民及び事業者の皆様に対し、群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく要請を行いますので、貴団体におかれましては、貴下会員や関係者等に対し各種広報・連絡手段を通じて周知いただきますようお願いいたします。

⇒ 前回（1月23日（土）以降）要請からの変更点（下線部分） ※

○不要不急の外出自粛要請の期間の延長（～2/22まで）

・生活に必要な場合を除き、不要不急の外出を自粛してください。

特に次の外出は極力控えてください。

→次の10都府県への往来 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、
岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県

→夜間（午後8時以降）の外出

○事業者に対する営業時間短縮要請（期間の延長）

対象市町村：前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、館林市、みどり市、
大泉町、邑楽町

対象業種：接待を伴う飲食店、カラオケ店及び酒類を提供する飲食店

※飲食店営業許可（食品衛生法）を受けている店舗の事業者を対象

要請内容：午後8時から午前5時の間の営業自粛要請（酒類の提供は午後7時まで）

要請期間：令和3年2月9日（火）から令和3年2月22日（月）まで

※ 詳細は、添付資料 群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」
に基づく要請について（2月6日（土）以降）を御確認ください。

担当：公益法人係 前川 山下 内藤
TEL：027-226-2148
FAX：027-223-2944
mail：maekawa-koz@pref.gunma.lg.jp

【参 考】

◎ 令和3年2月4日（木）知事定例記者会見 知事発言（抜粋）

最初の時短要請を行ってから、既に2ヶ月近くが経過しております。この間、飲食店をはじめ、関連する事業者の皆さまに大変なご苦勞、ご心配をおかけしています。

現在の要請を延長し、次の2週間でしっかりと感染を抑え込む必要がある。そして、2週間後には、時短要請をできるだけ多くの地域で解除したい。そういった強い思いを持って、**この2週間で「勝負の2週間」**としました。

高止まりが続いている感染の状況を2週間で抑え込み、時短要請を解除できれば、限られた財源を、より幅広い支援や対策の費用に充てることができます。

この2週間で勝負です！

県民の皆さま、事業者の皆さまには、引き続きご不便をおかけしますが、是非とも、ご協力のほどよろしくお願ひいたします。